

寄居町一般競争入札公告

町有財産（車両）の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 11 日

寄居町長 峯岸 克明

記

1 入札対象物件	
(1) 物件番号	車両 1
(2) 物件名称	トヨタ カローラバン
(3) 種別用途	貨物
(3) 予定価格（最低売却価格）	100,000 円
(4) 入札保証金	10,000 円
2 入札手続きの方法	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）
3 入札参加資格	個人又は法人を問わず参加できるが、次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。 (1) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に該当する者 (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号に該当すると認められる者 (3) 日本語を完全に理解できない方 (4) 寄居町インターネット公有財産売却ガイドラインおよび K S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者 (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
4 入札参加申込	(1) 仮申込み 入札参加を希望する者は、次に示す期間内に公有財産売却システムにより参加の仮申込みを行うこと。 令和 7 年 9 月 11 日（木） 午後 1 時から 令和 7 年 9 月 29 日（月） 午後 2 時まで (2) 本申込み 仮申込みを完了した後、次に示す期間内に寄居町企画財政課に入札参加申込書及びその他の必要書類を提出すること。 令和 7 年 9 月 11 日（木） 午後 1 時から 令和 7 年 9 月 29 日（月） 午後 5 時まで ただし、寄居町の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する町の休日を除く。なお、郵送により提出する場合は、令和 7 年 2 月 4 日（火）までの消印があるものを有効とする。
5 入札保証金	寄居町契約規則第 4 条第 1 項により予定価格の 100 分の 10 以上納付すること。

6 入札参加資格の喪失	入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、3の(1)から(5)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。 また、提出された入札参加申込書その他の必要書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができない。
7 入札及び開札の日時及び場所	(1) 入札期間 令和7年10月14日(火) 午後1時から 令和7年10月21日(火) 午後1時まで (2) 開札日時 令和7年10月21日(火) 午後1時から (3) 場 所 公有財産売却システム上
8 入札の無効	本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者並びに入札説明書に示す無効な入札に該当する入札は無効とする。
9 落札者の決定方法	開札後、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引き(自動抽選)により落札者を決定する。
10 契約保証金	寄居町契約規則第20条第1項により予定価格の100分の10以上納付すること。
11 契約の締結	落札者は令和7年10月28日(火) 午後5時までに契約を締結すること。
12 売買代金	町が発行する納入通知書により、令和7年11月04日(火) 午後2時30分までに納付すること。
13 利用制限	落札者は、売却物件を次の用に供してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)の用 (3) その他公序良俗または公共の福祉に反する用
14 その他	この公告に定めるもののほか、本町有財産売却に係る入札・契約手続きについては、寄居町契約規則、寄居町インターネット公有財産売却ガイドラインの定めるところによる。
15 この公告に関する問い合わせ先	寄居町役場 企画財政課 管財契約班 電話 048-581-2121 内線324